

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十一日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

#### 広島県人事委員会規則第三十五号

##### 一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成十五年広島県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「十二月一日」を「三月一日」に改め、「昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号」の下に「。以下「給与規則」という。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定によるもののほか、特定任期付職員業績手当は、退職の日の属する月の初日（以下「退職に係る基準日」という。）を起算日として前一年以内の基準日に係る特定任期付職員業績手当の支給を受けていない特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日）から退職に係る基準日までの間にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、退職に係る基準日の属する月の給与規則第十条に規定する給料の支給日に支給することができるとする。

##### 附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。